

●環境基準について

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壤、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。

また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならぬものである。

環境基本法

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

- 一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの 政府
- 二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に關係するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

騒音に係る環境基準について

（平成10年9月30日環告64 改正 平成24年3月30日環告54）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

騒音規制法の概要（昭和43年法律第98号）

1. 目的

騒音規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

2. 工場・事業場騒音の規制

騒音規制法では、機械プレスや送風機など、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場・事業場が規制対象となる。

具体的には、都道府県知事等が騒音について規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。

<政令で定める施設（特定施設）>

- | | | | | | |
|-----------|---------------|------------------------------|----------------|--------------|-----------|
| 1. 金属加工機械 | 2. 空気圧縮機及び送風機 | 3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 | 4. 織機 | 5. 建設用資材製造機械 | 6. 穀物用製粉機 |
| 7. 木材加工機 | 8. 抄紙機 | 9. 印刷機械 | 10. 合成樹脂用射出成形機 | 11. 鋳型造型機 | |

3. 建設作業騒音の規制

騒音規制法では、くい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定める作業を規制対象としている。

具体的には、工場騒音と同様に都道府県知事等が規制地域を指定するとともに、環境大臣が騒音の大きさ、作業時間帯、日数、曜日等の基準を定めており、市町村長は規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。

<政令で定める作業（特定建設作業）>

- | | | | |
|-----------------------|------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機 | 2. びょう打機を使用する作業 | | |
| 3. さく岩機を使用する作業 | 4. 空気圧縮機 | 5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | 6. バックポウを使用する作業 |
| 7. トラクターショベルを使用する作業 | 8. ブルトーザーを使用する作業 | | |

4. 自動車騒音の規制

(1) 許容限度

自動車単体から発生する騒音に対して、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの限度値を環境大臣が定めている。

(2) 自動車騒音の要請限度

都道府県等が定める指定地域内において、測定の結果、自動車騒音が環境省令で定める限度値を超えており、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は都道府県公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請する。

5. 深夜騒音等の規制

深夜騒音等の規制に関しては、地方公共団体が、住民の生活環境保全の観点から、当該地域の自然的、社会的条件に応じて必要な措置を講ずる。

○ 騒音規制法 【一部抜粋】

(昭和四十三年六月十日法律第九十八号、最終改正：平成二六年六月一八日法律第七二号)

(地域の指定)

第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係町村長の意見を聽かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

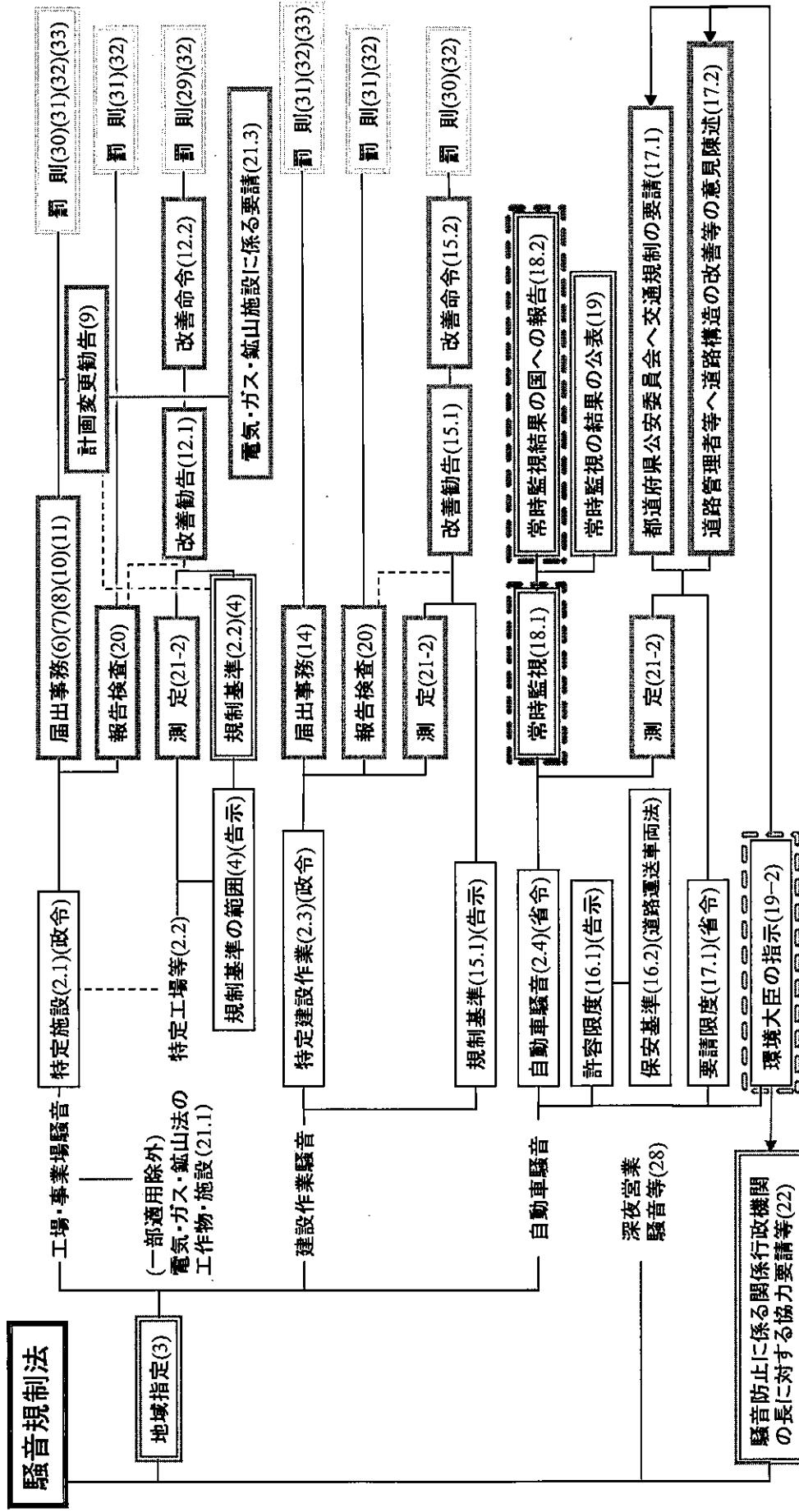
(規制基準の設定)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定により地域を指定するときは、環境大臣が特定工場等において発生する騒音について規制する必要の程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該地域について、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

2 町村は、前条第一項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でないと認めるときは、条例で、環境大臣の定める範囲内において、同項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

騒音規制法の体系



1. 図にあげた項目以外に、国の援助(23)、研究の推進等(24)、町村による事務の処理(25)、条例との関係(27)等について定めてある。
2. 図中の()内は条文。例えば(2.1)は法第二条第一項を示す。
3. 図中の()は法定受託事務。
 ()は国が関与する事務。

□ :国が行う事務
 □ :都道府県、市が行う事務
 □ :市町村が行う事務

振動規制法の概要（昭和51年法律第64号）

1. 目的

振動規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

2. 工場・事業場振動の規制

振動規制法では、機械プレスや圧縮機など、著しい振動を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場・事業場が規制の対象となる。

具体的には、都道府県知事が振動について規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。

<政令で定める施設（特定施設）>

- | | | | | | |
|-----------|----------------------|------------------------------|-----------|------------------|-----------|
| 1. 金属加工機械 | 2. 圧縮機 | 3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 | 4. 織機 | 5. コンクリートブロックマシン | 6. 木材加工機械 |
| 7. 印刷機械 | 8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 | 9. 合成樹脂用射出成形機 | 10. 鋳型造型機 | | |

3. 建設作業振動の規制

振動規制法では、くい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定める作業を規制対象としている。

具体的には、工場振動と同様に都道府県知事等が規制地域を指定するとともに、総理府令で振動の大きさ、作業時間帯、日数、曜日等の基準を定めており、市町村長は規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。

<政令で定める作業（特定建設作業）>

- | |
|----------------------------|
| 1. くい打機、くい抜機又は打くい抜機を使用する作業 |
| 2. 鋼球を用いて建築物等を破壊する作業 |
| 3. 蓋装版破碎機を使用する作業 |
| 4. ブレーカー（手持ちを除く）を使用する作業 |

4. 道路交通振動の規制

市町村長は、振動の測定を行った場合において、指定地域内における道路交通振動が総理府令で定める限度を超えており道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に当該道路の修繕等の措置を要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請する。

○ 振動規制法 【一部抜粋】

(昭和五十一年六月十日法律第六十四号、最終改正：平成二六年六月一八日法律第七二号)

(地域の指定)

第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

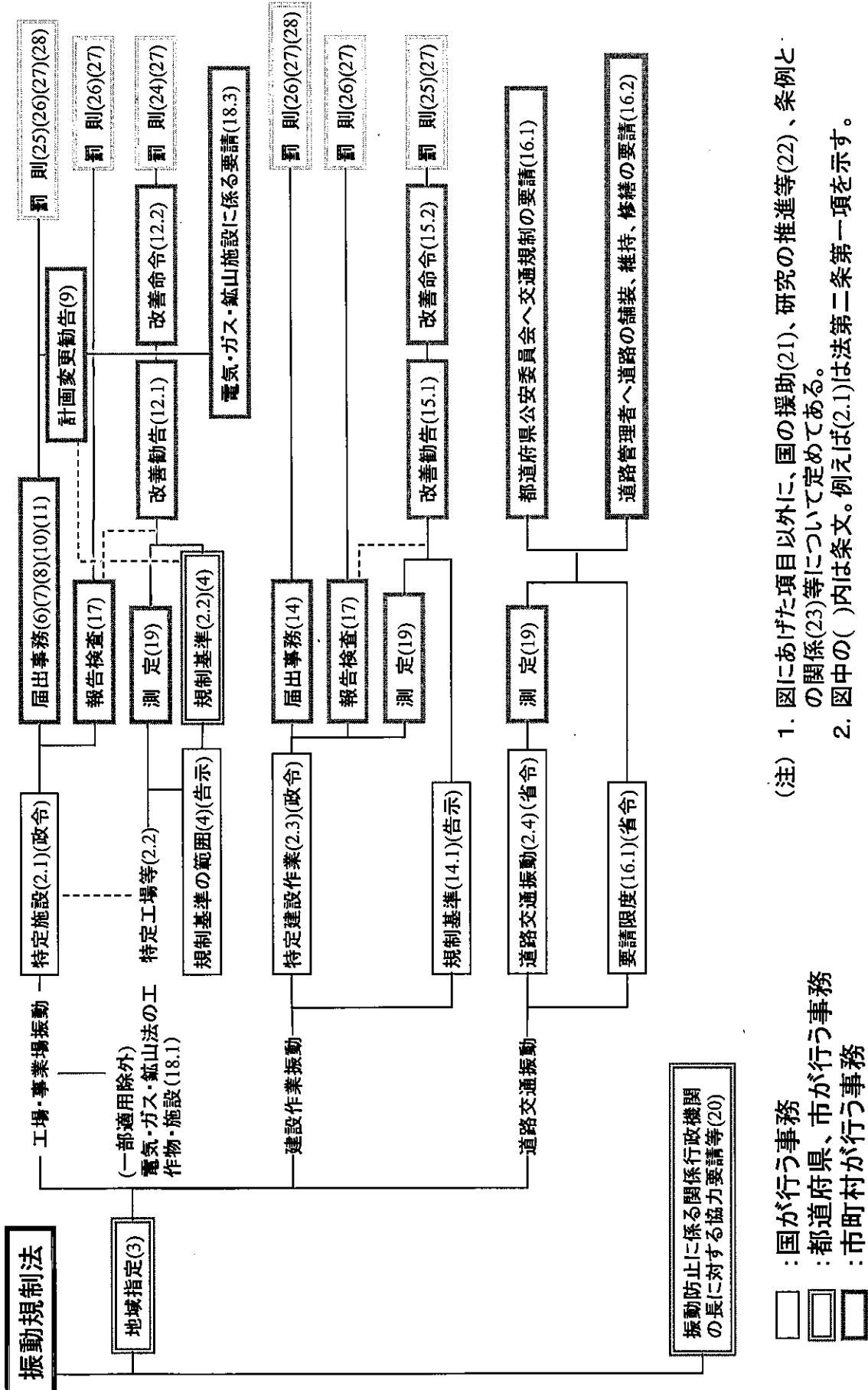
(規制基準の設定)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定をするときは、環境大臣が特定工場等において発生する振動について規制する必要の程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該指定に係る地域について、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

2 町村は、前条第一項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でないと認めるときは、条例で、環境大臣の定める範囲内において、同項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

振動規制法の体系



悪臭防止法の概要（昭和46年法律第91号）

1 目的

悪臭防止法は、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

2 特定悪臭物質及び臭気指数

排出規制の対象とするのは、次の特定悪臭物質及び臭気指数についてである。

- [1] 特定悪臭物質とは、不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で指定するもの。（現在22物質が指定されている。）
- [2] 臭気指数とは、人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもの。

3 規制地域

都道府県知事は住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域を指定しなければならない。

4 規制基準

都道府県知事は規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、特定悪臭物質又は臭気指数の規制基準を定める。規制基準は[1]敷地境界線、[2]気体排出口、[3]排出水について定める。

5 改善勧告等の行政措置

市町村長は、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告・改善命令を行うことができる。

6 事故時の措置

規制地域内の事業場設置者は、悪臭を伴う事故の発生があった場合、直ちに市町村長に通報し、応急措置を講じる等の義務がある。また、市町村長は事故時の状況に応じ応急措置命令を発することができる。

7 悪臭の測定

市町村長は、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数について必要な測定を行わなければならない。

8 測定の委託

市町村長は、臭気指数等に係る測定の業務を、一定の知識及び適性を有する臭気測定業務従事者等に委託できる。

○ 悪臭防止法 【一部抜粋】

(昭和四十六年六月一日法律第九十一号、最終改正：最終改正：平成二三年一二月一四日法律第一二二号)

(規制地域)

第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。次条及び第六条において同じ。）は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）として指定しなければならない。

(規制基準)

第四条 都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

一 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

二 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

三 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第一号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、規制地域のうちにその自然的、社会的条件から判断して同項の規定による規制基準によつては生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出については、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めることができる。

一 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気の臭気指数の許容限度として定めること。

二 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、臭気排出強度（排出気体の臭気指数及び流量を基礎として算定される値をいう。第十二条において同じ。）又は排出気体の臭気指数の許容限度として定めること。

三 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第一号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水の臭気指数の許容限度として定めること。

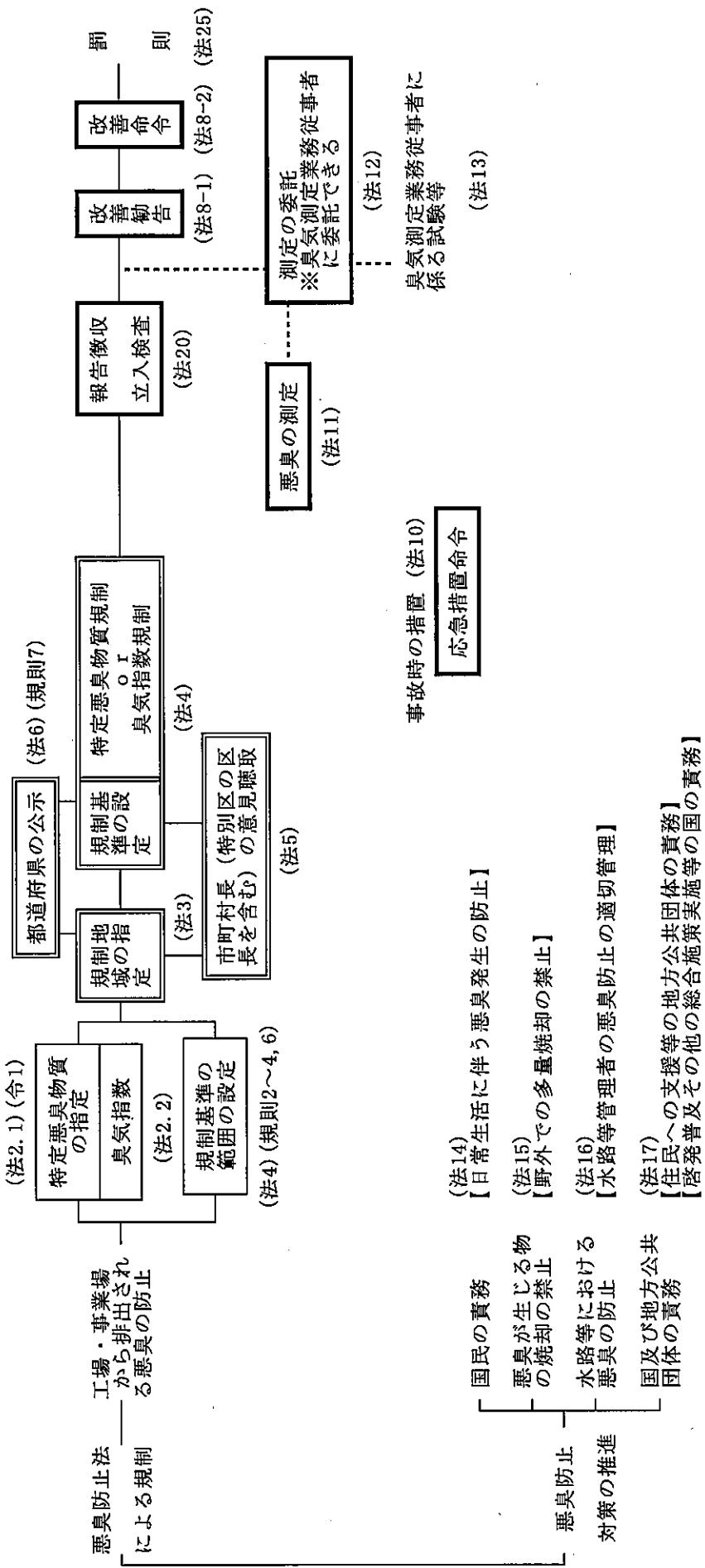
(市町村長の意見の聴取)

第五条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとするときは、当該規制地域を管轄する町村長の意見を聽かなければならない。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項に規定する町村長のほか、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）の意見を聞くものとする。

3 市長は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見を聞くものとする。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

悪臭防止法の体系



- : 国が行う事務
- : 都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が行う事務
- : 市町村長(特別区の区長を含む)が行う事務
- (注) 1. 図にあげた項目以外に、規制基準の遵守義務(7)、国の援助(18)、研究の推進等(19)、条例との関係(24)等について定めている。
2. 図中の()内は条文である。例えば(2.1)は法第二条第一項を示す。

臭気指数規制について

従来は特定の悪臭原因物に的を絞った規制が有効に機能する状態にあったため、「特定悪臭物質規制」による規制により一定の効果を上げてきました。しかしながら、近年では、「特定悪臭物質規制」以外の悪臭苦情が増加してきており、これらの新たな悪臭苦情へ対応するため、住民の被害感とより合致した複合臭や未規制物質に対応できる「臭気指数規制」が平成7年度より導入されております。

本県でも平成17年度に「特定悪臭物質規制」から「臭気指数規制」へ見直しを実施して以降、現在15市町村で導入されております。

1 規制対象（物質濃度規制と同様）

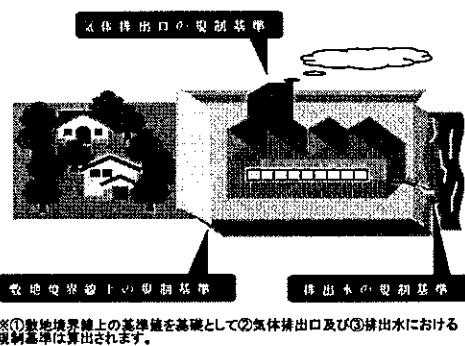
悪臭防止法では、規制地域内のすべての事業者が発生する悪臭が対象です。

また、事業者は、敷地境界線上、気体排出口、排出水における規制基準を守る必要があります。

2 「特定悪臭物質」及び「臭気指数」とは

「特定悪臭物質」 不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で指定するもの。

「臭気指数」 人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもの。



※①敷地境界線上の基準値を基礎として②気体排出口及び③排水水における規制基準は算出されます。

「特定悪臭物質規制」及び「臭気指数規制基準」の特徴はつぎの図1から図5のとおりとなっております。

特定悪臭物質規制

・政令で定める特定悪臭物質22物質の濃度により規制
(政令で定める22物質)

(1)アンモニア	(2)メチルメルカプタン	(3)硫化水素
(4)硫化メチル	(5)二硫化メチル	(6)トリメチルアミン
(7)アセトアルデヒド		
(8)プロピオンアルデヒド	(9)ノルマルプチルアルデヒド	
(10)インプロピルアルデヒド	(11)ノルマルパレルアルデヒド	
(12)イソパレルアルデヒド	(13)イソブタノール	(14)酢酸エチル
(15)メチルイソブチルケトン	(16)トルエン	(17)スチレン
(18)キシレン	(19)プロピオン酸	(20)ノルマル醋酸
(21)ノルマル吉草酸	(22)イソ吉草酸	

臭気指数規制基準

悪臭防止法第4条第2項各号に基づく基準(沖縄県)

規制基準	区域の区分		
	A区域	B区域	C区域
敷地境界線上 (第1号基準)	15	18	21
気体排出口 (第2号基準)			
排水水 ※ (第3号基準)	31	34	37

※排水水の規制基準値=敷地境界線上(第1号基準)+16 (施行規則第6条の3)

図1 政令で定める特定悪臭物質22物質

図2 沖縄県における臭気指数規制基準の状況

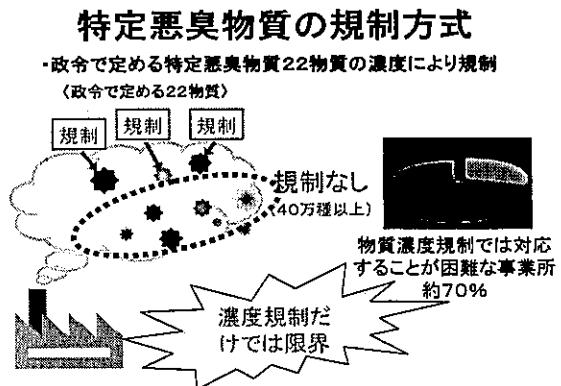


図3 特定悪臭物質の規制方式イメージ図

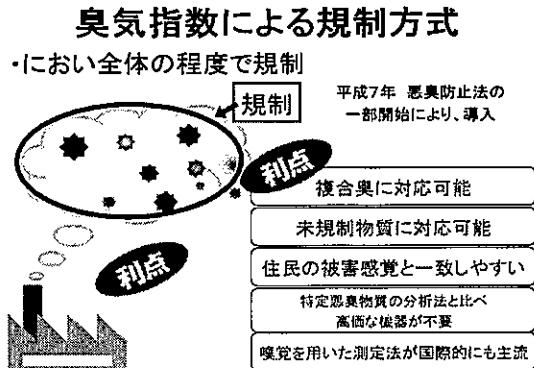


図4 臭気指数による規制方式のイメージ図

臭気指数規制と物質濃度規制

	臭気指数規制(嗅覚測定法)	物質濃度規制(機器分析法)
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・数十万種あるといわれるにおい物質に対応 ・法則性のない複合臭の相乗・相殺作用についても評価可能 ・嗅覚を用いていため結果の数値にイメージがわきやすい ・人の嗅覚に対応する検出下限が得られる ・設備費が安価 	<ul style="list-style-type: none"> ・精度を確保するのが原則的に容易 ・ガスクロマトグラフ質量分析計を用いればある程度主要成分の定性分析も可能 ・物質によっては連続測定が可能 ・多数の検体を短時間で測定可能 ・物質の種類毎の濃度定量が可能
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・標準となるにおいがなく、精度管理に技術を要する ・主要成分の寄与率の推測には向き ・連続測定ができない ・試験実施者(オペレーター)の知識・経験が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・単一物質以外の場合には、感覚量との相関関係が得られない ・あるにおいを構成する未知のにおい物質をすべて定性・定量するのは不可能 ・物質によっては人の閾値に比べて測定下限が高く、測定自体が困難 ・設備費が高価

図5 「臭気指数規制」及び「物質濃度規制（特定悪臭物質規制）」の長所と短所

「物質濃度規制」と「臭気指数規制」の併用について

法第4条に示されるように二者択一的な規制方式となっているため、同一地域には重複した規制はできないこととされている。

新規地域の指定及び見直しを実施する町村の概要

1. 西原町

基準・規制事項	新規地域の指定 (規制地域の拡大)	既存地域の見直し
騒音に係る環境基準の類型指定	○	—
騒音規制法に基づく規制地域	○	○
振動規制法に基づく規制地域	○	—
悪臭防止法に基づく規制地域	○	—

○新規地域の指定

町内の都市計画区域においては、用途に応じて環境基準の類型指定や各規制地域が指定されている。一方、指定のない市街化調整区域においても、多くの集落があり、小規模事業所が点在していることから、住民の生活環境の保全、法に基づく指導を実施するため、指定を行うもの。

○既存地域の見直し

都市計画法に基づく用途地域の変更に伴い、字小那霸の一部において騒音規制法に基づく規制地域の区域区分の見直し（第1種区域→第2種区域）を行うもの。

○苦情発生状況（件数）

苦情の種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
騒音	3	1	5
振動	0	0	0
悪臭	0	0	2

騒音については、運輸業に係る業務用冷蔵庫のコンプレッサーからの音について苦情が発生していた。また、悪臭については、豆腐製造業に起因するもののほか、及び兼久川河口付近にて生活排水臭に係る苦情が発生していた。

2. 与那原町

基準・規制事項	新規地域の指定 (規制地域の拡大)	既存地域の見直し
騒音に係る環境基準の類型指定	—	—
騒音規制法に基づく規制地域	—	○
振動規制法に基づく規制地域	—	—
悪臭防止法に基づく規制地域	—	—

○新規地域の指定

なし

○既存地域の見直し

都市計画法に基づく用途地域の変更に伴い、字東浜の一部において騒音規制法に基づく規制地域の区域区分の見直し（第2種区域→第1種区域）を行うもの。

○苦情発生状況（件数）

苦情の種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
騒音	○	○	○

3. 嘉手納町

基準・規制事項	新規地域の指定	既存地域の見直し
騒音に係る環境基準の類型指定	—	—
騒音規制法に基づく規制地域	—	—
振動規制法に基づく規制地域	—	—
悪臭防止法に基づく規制地域	○	—

○新規地域の指定

町内の大部分は都市計画区域に指定されているが、悪臭防止法に基づく規制は未指定となっている。現在、事業所等に起因する目立った苦情は無いが、住民の生活環境の保全、法に基づく指導を実施するため、都市計画区域及びその周辺地域において指定を行うもの。

○規制基準

臭気指数規制

○既存地域の見直し

なし

○苦情発生状況（件数）

苦情の種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
悪臭	○	○	○

町内に臭気発生源としては小規模の工場や食品製造施設があるほか、字久得に畜舎施設（牛舎、豚舎等）があるが、苦情は発生していない。なお、米軍施設（嘉手納飛行場）から発生する悪臭については含まれていない。

4. 北中城村

基準・規制事項	新規地域の指定 (規制地域の拡大)	既存地域の見直し
騒音に係る環境基準の類型指定	○	—
騒音規制法に基づく規制地域	○	—
振動規制法に基づく規制地域	○	—
悪臭防止法に基づく規制地域	○	—

○新規地域の指定

アワセゴルフ場跡地において実施している区画整理事業の進捗により都市計画法に基づく用途指定が行われたため、環境基準及び各規制地域の指定を行うもの。

○既存地域の見直し

なし

○苦情発生状況（件数）

苦情の種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
騒音	1	1	0
振動	0	0	0
悪臭	1	2	1

現在、区画整理事業地域周辺において苦情はない。今後、住居者が増えることによって苦情が発生する可能性がある。

騒音に係る環境基準の類型指定、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく
規制地域等見直しスケジュール

